

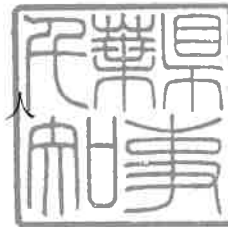
# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目20番3号

氏 名 黒田興業 株式会社  
代表取締役 黒田 知憲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊



許可の年月日 令和6年7月30日

許可の有効年月日 令和11年7月14日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），イ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），ウ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く）  
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成11年7月15日 新規許可  
令和6年7月30日 更新許可・変更届（株主変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては，市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。